

広島県民文化センター管理規則

(昭和 59 年 12 月 24 日広島県規則第 69 号)

- 沿革 1 平成元年 11 月 30 日 規則第 77 号改正
2 平成 5 年 4 月 1 日 規則第 38 号改正
3 平成 10 年 4 月 1 日 規則第 69 号改正
4 平成 17 年 4 月 1 日 規則第 13 号改正

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、広島県民文化センター(以下「県民文化センター」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間等の周知)

第 2 条 指定管理者は、広島県民文化センター設置及び管理条例(昭和 59 年広島県条例第 21 号。以下「条例」という。)第 5 条第 2 項又は第 6 条第 2 項の規定により、県民文化センターの開館時間を変更し、又は県民文化センターの全部若しくは一部を休館し、若しくは開館する場合は、あらかじめ、その旨を県民文化センターに掲示する等周知のために必要な措置を講じなければならない。

(利用の申込み)

第 3 条 県民文化センターの施設及び附属設備(以下「施設等」という。)を利用しようとする者(以下「申込者」という。)は、申込者の氏名及び住所(団体の場合にあっては、その名称、連絡場所及び利用責任者の氏名)、利用しようとする施設等の名称、利用目的及び利用期間並びに入場料の有無を記載した利用申込書を指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定による利用の申込みは、利用開始日の 1 年前から前日までの間にしなければならない。ただし、特別の理由があると認められる場合は、この限りでない。

(利用許可書の交付等)

第 4 条 指定管理者は、施設等の利用を許可したときは、利用許可書を申込者に交付するものとする。

2 申込者は、施設等を利用するときは、前項の規定による利用許可書を必ず携帯し、係員の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(利用料金の周知)

第 5 条 指定管理者は、条例第 10 第 1 項の規定により知事の承認を受けて利用料金を定めたときは、県民文化センターに掲示する等周知のために必要な措置を講じなければならない。

(利用料金の減免)

第 6 条 条例第 11 条第 1 号に規定する社会福祉事業を推進する団体は、次の各号のいずれかに該当する団体で、6 月以上の活動実績があるものとする。

- (1) 社会福祉法人
- (2) 社会福祉施設を経営する財団法人
- (3) その他知事が別に定める団体

- 2 条例第 11 条第 1 号又は第 2 号の規定に該当する場合の利用料金は、当該額の 5 分の 1 を乗じて得た額を減じた額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の利用料金は、当該額の 2 分の 1 を乗じて得た額を減じた額とする。
 - (1) 条例第 12 条各号に規定する者が過半数を占める団体が文化活動として使用する時(非営利目的で使用する時に限る。)
 - (2) リハーサル又は準備の目的でホールを使用するとき(非営利目的で使用する時に限る。)
- 4 前 2 項の規定により算定した減額後の利用料金の額に 10 円未満の端数を生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(利用料金の減免申請)

第 7 条 条例第 11 条の規定により利用料金の減免を受けようとする者(以下「減免申請者」という。)は、第 3 条第 1 項の利用申込書を提出する際に減免申請者の氏名及び住所(団体の場合にあつては、その名称、連絡場所及び利用責任者の氏名)、利用料金の減免を受けようとする駐車場を除く施設等の名称、利用目的及び利用期間並びに減免申請の理由を記載した利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 条例第 12 条の規定により、利用料金の免除を受けようとする者は、該当することを証する書類を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の返還)

第 8 条 条例第 10 条第 3 項ただし書の規定により、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める利用料金の額を返還する。

- (1) 利用許可を受けた者の責めに帰することができない理由により利用することができない場合 当該利用料金の全額
- (2) 利用日の一週間前までに利用の取消しを申し出た場合 当該利用料金の全額
- (3) 利用日の前日までに利用の取消しを申し出た場合 当該利用料金の半額

- 2 前項の規定により利用料金の返還を受けようとする者は、利用許可を受けた施設等の名称、許可年月日、許可番号、既納利用料金、利用期間、取消理由及び返還金の振込先を記載した利用料金返還申請書に第 4 条の利用許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

(委任規定)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、県民文化センターの管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

附 則

この規則は、平成元年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。